

平塚市 通学路交通安全プログラム  
～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

令和5年4月

平塚市通学路交通安全推進会議

## 1. プログラム策定の背景・目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月2日付けで神奈川県教育委員会から「通学路の安全確保について(依頼)」(文部科学省から都道府県教育委員会に対しては平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知)がありました。そして、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し作成した「通学路における緊急合同点検等実施要領」に沿って、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、同年6月1日付けで神奈川県教育委員会から依頼(文部科学省から都道府県教育委員会へは、平成24年5月30日付け24ス学健第6号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)がありました。

また、平成25年12月18日付けで神奈川県教育委員会から「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について(依頼)」(文部科学省から都道府県教育委員会に対しては平成25年12月6日付け25文科ス第21号スポーツ・青少年局長通知)があり、通学路の安全確保の継続的な取組を進めるため、定期的な合同点検の実施や実施後の対策の効果検証などの基本的な進め方や手順などを盛り込んだ「通学路交通安全プログラム」(以下「プログラム」という。)の策定が全国の地方自治体に対して示されました。

これらを受け、本市では平成24年8月に各小学校の通学路において学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等と連携して緊急合同点検を実施し、危険箇所に対する対策案を検討し、必要な安全対策を進めました。また、平成25年度以降も学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等と連携して合同点検を実施し、通学路の交通安全に努めています。このほか、地域や学校などの連携により、児童生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを進めている団体に活動費を助成する「通学路安全対策事業」を実施し、地域の見守り活動等による安全対策を行うなどしています。

そして、通学路の交通安全に対する取組が継続的に行われ、着実かつ効果的なものとなるよう中長期的な視野に立ってプログラムを策定するものです。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

プログラムの具現化を図るため、以下を構成員とする「平塚市通学路交通安全推進会議(以下「推進会議」という。)」を設置します。なお、本プログラムは推進会議で議論し策定します。

- ・国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課長
- ・神奈川県平塚土木事務所工務部道路維持課長
- ・平塚警察署交通第一課長
- ・一般財団法人平塚市交通安全協会副会長
- ・平塚市PTA連絡協議会代表
- ・平塚市立小学校長会代表
- ・平塚市立中学校長会代表

- ・平塚市まちづくり政策部交通政策課長
- ・平塚市土木部道路管理課長
- ・平塚市土木部道路整備課長
- ・平塚市健康・こども部青少年課長
- ・平塚市教育委員会学校教育部長
- ・平塚市教育委員会学校教育部教育指導課学校安全担当課長

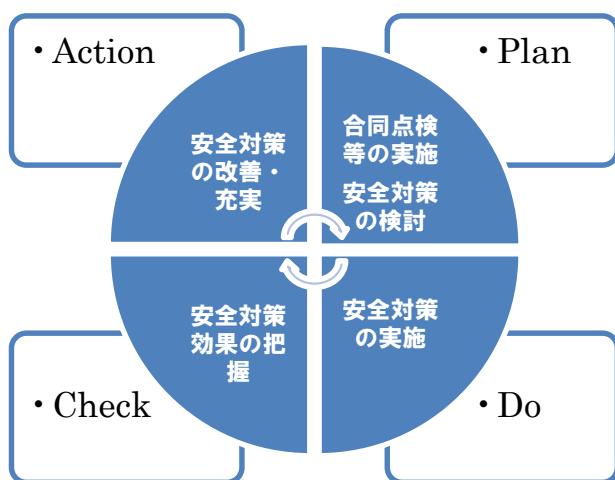
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路における交通事故に対する安全を確保するため、「平塚市総合交通計画」を上位計画とし、推進会議で策定された取組の方針に基づき実施する事業を推進とともに、事業実施後の効果把握も行い、事業の改善・充実を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

[通学路交通安全確保のためのP D C Aサイクル]



#### (2) 事業の実施 (Plan・計画)

##### ア 合同点検

効率的・効果的に点検を行うため、毎年度初めに市内の各学校から通学路安全点検状況表により報告を受け、推進会議において点検箇所の抽出を行ったのち、合同点検を実施します。

##### イ 通学路安全対策事業補助金

地域、学校、行政、警察との連携により、児童、生徒が安心して通学できる環境づくりを進めている団体に対して活動費を助成します。

##### ウ 通学路安全確保のための道路環境整備事業

合同点検の結果や、学校、地域から寄せられた要対策箇所のうち、中長期的な計

画により実施しなければならないものを推進会議において抽出し、国の防災・安全交付金を活用するなどして安全対策を進めます。

(3) 安全対策の検討（Plan・計画）

合同点検の結果などから明らかになった要対策箇所について、箇所ごとに、グリーンベルト整備やカラー舗装敷設のようなハード対策や、登下校時の見守りや交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な対策を検討します。

(4) 安全対策の実施（Do・実行）

合同点検及び通学路安全確保のための道路環境整備事業による対策の実施にあたっては、速やかに、かつ適切に対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。また、緊急に対応が必要な場合も関係者間で連携を図り、確実に対応していきます。

通学路安全対策事業補助金については、事業の趣旨を踏まえ、交付要綱にしたがい適正に運用していきます。

(5) 安全対策効果の把握（Check・評価）

合同点検及び通学路安全確保のための道路環境整備事業実施結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、または児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への聞き取りやアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

また、児童、生徒が安心して通学できる環境づくりを進めている団体の活動による効果を確認するため、学校への聞き取りや団体へのアンケートの実施などを検討し、事業効果の把握を行います。

(6) 安全対策の改善・充実（Action・改善）

対策実施後も、合同点検や事業の効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

#### 4. 安全対策内容の公表

学校ごとの合同点検の結果や安全対策内容について関係者間で認識を共有するため、対策一覧表等を作成し、公表します。